

企 発 第 51 号
平成 18 年 6 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い
(案)」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

6月6日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

基準の適用範囲について

- ・ 連結範囲が問題となる会社形態は投資事業組合以外にもあると考えられますが、今回の適用の対象範囲を投資事業組合に限定している背景をお教えいただきたい。
類似の取引についても、国際的コンバージェンスを取りながら、検討を進めて頂きたい。

投資事業組合に対する支配力基準の適用について

- ・ 議決権に代えて業務執行権により支配力を判断する基準は合理的と判断するが、「緊密な者」及び「同意している者」が有している業務執行権が過半の割合を占めているかどうか、という判定基準については、慎重に考慮すべきと考えます。「緊密な者」を自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる者を含むとしているが、自己の意思と同一かどうかを客観的にどのように判定するか、ある時点から利害対立関係となった場合にどのような取扱いとするか、等含め慎重に検討する必要があると考えます。

- ・ 業務執行権という概念は通常会社に対して適用される概念と近く、業務執行権を投資事業組合に対する連結範囲判定の指標にした場合、不都合がある場合もあると考えます。

即ち、投資事業組合は集団投資スキームとして発展してきていることや、目論見書等により業務執行者の資金使途に制約を課すことで資金（リスク）の出し手が意思決定に関与する必要がない場合も考えられます。本件については Q5 でも検討されていますが、このような投資事業組合の特性も勘案した上で、「業務執行権」を採用する理由について再度ご説明頂きたい。

Q5 「連結する事により利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社」について

- ・ 公開草案では連結する事により利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社の例として資金（リスク）の出し手と業務執行者が異なる場合が示されていますが、「一般には限定的」として詳細な指針が示されておりません。

但し、上記のようなケースは十分に想定され、この場合は基準が十分な指針を示していないということで、適用時に混乱が生じる恐れがあるほか、恣意的な運用が行なわれる恐れもあると考えます。

従い、意思決定とリスクの所在が異なる場合の取り扱い等について、詳細な実務指針を示して頂きたい。

- ・ 投資事業組合等において 100%の業務執行権を有するが、出資額が小さい General Partner(GP)と出資額が過半の Limited Partner(LP)が存在する場合、Q5 によれば GP が過半の業務執行権を有していても出資額の少なさから(GP の)連結の範囲には含めるべきではないと判断されるが、一方で LP は出資額が過半であっても業務執行権の過半を GP が有していることから Q1 第 3 項によれば当該組合は LP の子会社にも該当しないこととなります。かかる場合は GP、LP 共に当該組合を連結の範囲に含めないという取扱いになるのかどうか示して頂きたい。

以 上